

最新情報かわら版

かわら版をご覧のみなさんこんにちは

6月となり、福岡の山笠の準備も着々と進むなか、気温の方も一気に上がってきたかと思えます。このほど、会社の社員研修で台湾に行ってきました。台湾はもう夏のシーズンで気温が38度もあり福岡は少し涼しいと感じております。担当は谷川です。

税法ニュース

社会保険料適正化で社会保険料を抑える方法があります。

社会保険料適正化って…？

- ・年収を変えずに給与や報酬の支払方法を変えるだけで社会保険料を節約する方法です。
- ・社員1人あたり従業員と会社負担の総額で10~30万円の削減が可能です。

社員向け適正化の仕組み

厚生年金保険の等級の上限額（月額60万5千円）以上の高額な給与を受けている場合、これ以上保険料が上がることはありません。そこで、年間の賞与を12等分して月給に割り振るという方法です。

「年収852万円の場合」

- ① 月給61万円×12月+賞与60万円×2回=852万円
→ 年間社会保険料総額 2,381,520円
- ② 月給71万円×12月=852万円
→ 年間社会保険料総額 2,159,724円
比べてみると…

年収が同じでも支払い方によって社会保険料が約22万円も変わる！

社会保険料を適正化する目的

社会保険料を適正化すると営業利益が向上

営業利益向上で財務体質の改善

財務体質の強化で対外的な信用がアップ

対外的な信用向上で社員が安心して働ける

※導入にあたっての注意

年金への影響等様々な留意点があります。
導入される場合は相談の上、ご検討ください。

🌸 梅ニュース 🌸

【まもなく源泉所得税 納期の特例の納付期限です】

今年の1月~6月に給与、報酬などについて源泉徴収した所得税は納期限が平成27年7月10日になります。早めの納付をお願いいたします。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350